



JAバンクえひめは えひめの農業を応援します!



商品名 JA農業おまかせ資金

ご利用 いただける方

- 以下の条件を全て満たす方
- 組合員（正組合員、准組合員）の方、または貸付時までには組合員になれる方
 - 農業を営む方および農業に従事する方
 - 個人の場合、貸付時の年齢が満20歳以上で、最終償還時の年齢が満81歳未満の方（但し、最終償還時の年齢が75歳超となる場合は、農業後継者がおられる方）
 - 法人または任意団体の場合は、農業を営む法人または個人たる農業者によって組織される任意団体
 - 愛媛県農業信用基金協会の保証が受けられる方
 - その他 JA が定める条件を満たしている方

資金使途

- 営農等に必要の次の資金が対象です。
- 農業用建構築物資金
 - 農業用機械器具資金
 - 農地等の取得改良資金
 - 環境整備施設資金
 - 果樹等永年性植物植栽育成資金
 - 家畜等購入育成資金
 - 経営資金（但し、負債整理資金は除く）

借入金額

- 認定農業者個人 : 3,600万円
- 認定農業者以外の個人 : 3,000万円
- 認定農業者法人 : 7,200万円
- 認定農業者以外の法人 : 6,000万円

借入期間

- 【設備資金】● 15年以内（据置期間2年以内）
【運転資金】● 7年以内（据置期間2年以内）
※運転資金の据置期間の適用は、果樹等永年性植物植栽育成資金・家畜等購入育成資金・就農5年以内の新規就農者への経営資金とする。

借入利率

- JAにお問い合わせください。
- ※ JAバンク利子補給（農中・信連）がご利用いただける場合があります。

借入方法

- 証書借入とします。

返済方法

- 元利均等返済、もしくは元金均等返済とし、毎月返済方式、年1回、年2回返済方式のいずれかとします。

担保

- 必要に応じて、担保を設定していただけます。

保証人

- 愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
- 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。
- ※ 個人・法人の場合でも連帯保証人を追加する場合があります。

保証料

- 一括前払いとなります。
- ご融資時に一括して保証料（年0.30%）をお支払いいただきます。

【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】

※ 年2回返済の場合

● 元利均等返済の場合

お借入期間	3年	5年	7年	10年	15年
保証料(円)	5,300	8,400	11,400	16,000	23,800

● 元金均等返済の場合

お借入期間	3年	5年	7年	10年	15年
保証料(円)	5,300	8,300	11,300	15,800	23,300

※ JAバンクえひめ基金協会保証料助成がご利用いただける場合があります。

● 苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本支店（所）または当 JA（本商品を申し込まれた該当 JA）の下記連絡先にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

JA名	担当部署	電話番号
JAうま	金融部 金融業務課	0896-24-3737
JAえひめ未来	金融共済部 融資課	0897-37-1003
JA周桑	金融共済部 融資課	0898-68-7800
JAおちいまばり	コンプライアンス統括室	0898-34-1854
JA今治立花	金融共済部 営業課	0898-23-0246
JA松山市	金融部 農業金融課	089-946-1611
JAえひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731
JA愛媛たいき	金融部 業務課	0893-59-4182
JAにしうわ	総務管理部 リスク管理課	0894-24-1111
JAひがしうわ	金融部 融資課	0894-62-1212
JAえひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111
JA愛媛県信連	総務管理部	089-948-5273

また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情を受け付けております。

● 紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA 担当部署または JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛県弁護士会（電話：089-941-6279）

苦情処理措置 および紛争解決措置の内容

その他

- お申込みに際しては、当 JA および愛媛県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。
- 印紙税が別途必要となります。
- 現在のお借入利率や返済額の試算については、当 JA のローン相談窓口までお問い合わせください。

令和6年4月1日現在